

同等品承認申請実施要領（申請者用）

同等品にて応札予定の場合は、下記のとおり審査を実施しますのでよろしくお願ひ致します。

記

1 同等品の定義

仕様、規格、図面又は試験条項が同等であるもの。又は、技術的に判断して使用上相互に匹敵するもので、物品管理上同一品目として取り扱うことを適当とするものをいいます。

2 申請書提出先

呉地方総監部経理部契約課受付

3 提出期限

入札又は見積合せ案内に記載された期日

※ 厳守。申請期限を過ぎた申請については、受付ができませんのでご注意ください。

4 提出書類（FAX不可）

（1）同等品承認申請書（指定様式）2部

※ 最新の書式のものをご利用ください。

（2）カタログ又はその基本性能を証明する書面2部

※ 該当する品名・型番に分かりやすく印をつけてください。

（3）機能・性能比較表（様式適宜：仕様内容の説明が簡潔に記載されているもので、官側が書面上でその仕様内容を調達要求品と容易に比較できるもの。）2部

（4）品質保証書（試験成績証明書）等2部（必要の都度：官側で同等品の判断が困難な品目については、当該同等品の品質を保証する根拠となる書面を求める場合があります。）

※ 次に挙げる場合は、書類一式を再度ご提出いただきます。書類の一部差替えは、錯誤防止のためお断りします。

ア 品目の増減及び申請内容の変更

イ 捨て印がない書類の誤記訂正

なお、提出期限までに書類一式の提出ができない場合は、受付ができませんので予めご了承ください。

※ 官側から上記書類と合わせて現品（見本）の提示を求める場合があります。

5 その他

（1）同等品の確認を実施する際、仕様内容の説明を求める場合があります。

（2）同等品の確認を実施する品目が複数あり、且つ一括で申請する場合は、内訳書を付して下さい。審査品目の一部について「同等品としない。」と判断した場合など審査結果が分かれる場合は、内訳書所見欄に記入します。

（3）審査結果については、契約課より審査結果を送付しご連絡します。なお、入札（見積）日の前日（午前10時）までに連絡が来ない場合は、契約課までご確認ください。また、審査が期間中に終了しない場合がありますので、予めご了承下さい。

- (4) 審査結果連絡後、「同等品としない。」と判断された品目について、他銘柄で再度同等品確認を依頼する場合は、該当する品目だけを記載した同等品承認申請書を再度契約課受付に提出してください。書類の差替えは認めません。
- (5) 同等品で落札した場合は、その後、規格の変更は出来ません。
- (6) 審査結果等に疑義が生じた場合、又は、その他お問い合わせ等が必要な場合は呉地方総監部経理部契約課まで御連絡ください。

以上